

## 八王子市若年者・女性雇用奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国の実施する試行雇用（以下「トライアル雇用」という。）制度に基づき、試行的に雇用した若年者・女性を引き続き常用雇用者として雇用した事業主に対し、奨励金を交付することにより、若年者・女性の雇用の促進を図ることを目的とする。

2 八王子市若年者・女性雇用奨励金の交付手続については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年者 事業主がトライアル雇用を開始する日において45歳未満であり、常用雇用者として雇用された時点以降市内に住所を有する者
- (2) 女性 常用雇用者として雇用された時点以降市内に住所を有する者
- (3) 事業者 市内に主たる事業所を有し、かつ市内において継続して事業を営んでいる者

### (対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) トライアル雇用を終了後、当該試行的に雇用した若年者・女性（以下「対象者」という）を引き続き市内の事業所で常用雇用者として3か月雇用し、申請時も雇用を継続していること。  
ただし、45歳以上の女性については、トライアル雇用の開始日が平成26年4月1日以降に限る。
- (2) 本市に申請者が直近分の市民税を完納していること。
- (3) 暴力団ではないこと。

### (奨励金額)

第4条 奨励金の額は、対象者1人につき5万円とし、対象者1人につき1回を限度とする。

2 奨励金は、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付申請)

第5条 奨励金の交付を申請しようとする事業者は、申請をしようとする者が第3条に規定する要件を満たすこととなった日から3か月以内に、八王子市若年者・女性雇用奨励金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書の写し
- (2) 市民税の完納を証する書類（領収書の写し又は納税証明書等）
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、奨励金の申請があったとき、当該申請に係る書類の内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、速やかに奨励金の交付を決定しなければならない。

2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、八王子市若年者・女性雇用奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知する。

(請求)

第7条 前条に規定する交付決定通知を受けた申請者は、すみやかに請求書を市長に提出し、奨励金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、事業者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、奨励金の交付を受けたものに対し、対象者の雇用状況に係る帳簿等を提出させ、調査することができる。

(委任等)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(奨励金の見直し)

第11条 市長は、市の「補助金制度見直し方針」に基づき、制度の見直しを行うものとする。

2 奨励金の交付を受けた事業者は、見直しに関し、市長から資料の提出、意見の聴取等を求められた場合は、可能な限り協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日現在トライアル雇用を行っている中小企業主から対象とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。